

平成 19 年 3 月 5 日

各 位

会社名 イーシステム株式会社
(コード番号: 4322)
代表者名 代表取締役社長 渡辺 博文
問合せ先 取締役 大西 浩之
(TEL. 03-3516-9259)

取締役及び監査役に対するストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対し、ストックオプション報酬を付与することにつき承認を求める議案を、平成 19 年 3 月 27 日開催予定の第 13 回株主総会に付議する事を決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、平成 13 年 3 月 28 日開催の第 7 回定時株主総会において、取締役の報酬は年額 4 億円以内、監査役の報酬額は年額 5,000 万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額とは別枠で、取締役及び監査役に対しストックオプション報酬を付与することにつき、提案するものであります。ストックオプション報酬の具体的な内容は後記 3 に記載のとおり、その額の算定方法は後記 4 記載のとおりであります。

1. 株予約権割当の対象者

本議案における新株予約権割当の対象となる取締役は、平成 19 年 3 月 27 日開催予定の第 13 回定時株主総会において、取締役選任議案が原案通り承認可決されますと 5 名となります。また、監査役については、監査役選任議案が承認可決されますと 4 名となります。

2. 取締役及び監査役に対し報酬等としてストックオプションを付与することを相当とする理由並びに算定の基準

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、その経営努力による企業価値の増大により、株主利益を向上させることを目的としており、報酬制度として相当と判断するものであります。

また、付与するストックオプションにつきましては、金銭報酬の水準とのバランス、当社の置かれた経営環境、他社における動向などを踏まえ、1 事業年度あたり、取締役については 5,000 株相当、監査役については 1,000 株相当を上限とすることを相当と考え、算定いたしました。

3. スtockオプション報酬の内容

下記に従った内容の新株予約権を、各事業年度にかかる定時株主総会の終結時から 1 年間において、取締役については 5,000 個、監査役については 1,000 個を上限として付与するものとする。ただし、本株主総会終結の後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により上記各個数（以下「年間上限数」という。）を調整し、調整による 1 個未満の端数は切り捨てる。

調整後年間上限数＝調整前年間上限数×分割・併合の比率

また、上記のほか、年間上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲

で付与株式数を調整する。

なお、付与の方式は、新株予約権の割当てに際しての払込金額を公正な価額とし、当社の取締役が当該金額の払込みにかえて、当社に対する報酬債権をもって相殺する方法（いわゆる相殺方式）または新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとして新株予約権の割当てを行う方法（いわゆる現物方式）のいずれかによる。

記

新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。

なお、新株予約権の発行に関する取締役会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

決議日から決議日後 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

④ 新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする。

4. ストックオプション報酬の額の算定方法

各事業年度にかかるストックオプション報酬の額は、割当日において算定される本新株予約権 1 個あたりの公正価値を基礎に、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第 8 号)に従い公正に評価された額とする。

(注) 上記の内容につきましては、平成19年3月27日開催予定の第13回定時株主総会において「取締役及び監査役に対し報酬等としてストックオプションを付与する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上